

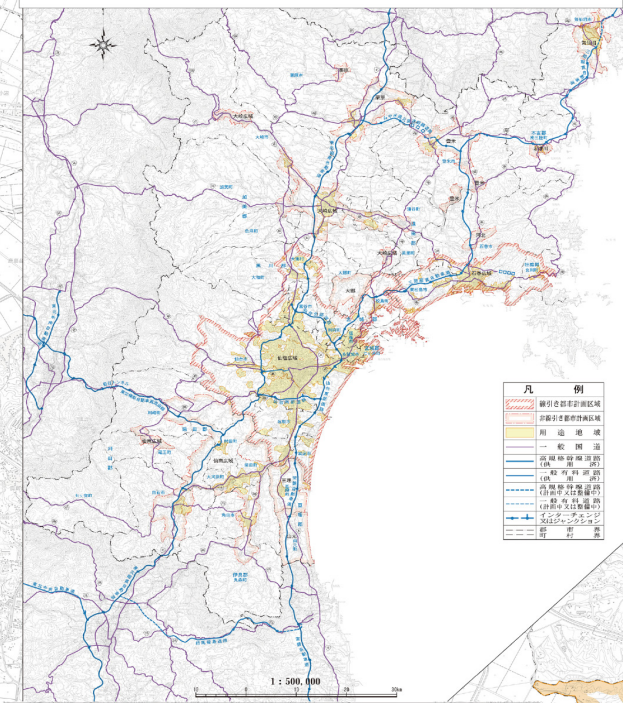
字名一覧表

新たに都市計画区域を指定する土地の区域

市・区名	大字名	小字名	全部／一部の別
石巻市	潮見町		一部

石巻広域都市計画区域の変更（石巻市）

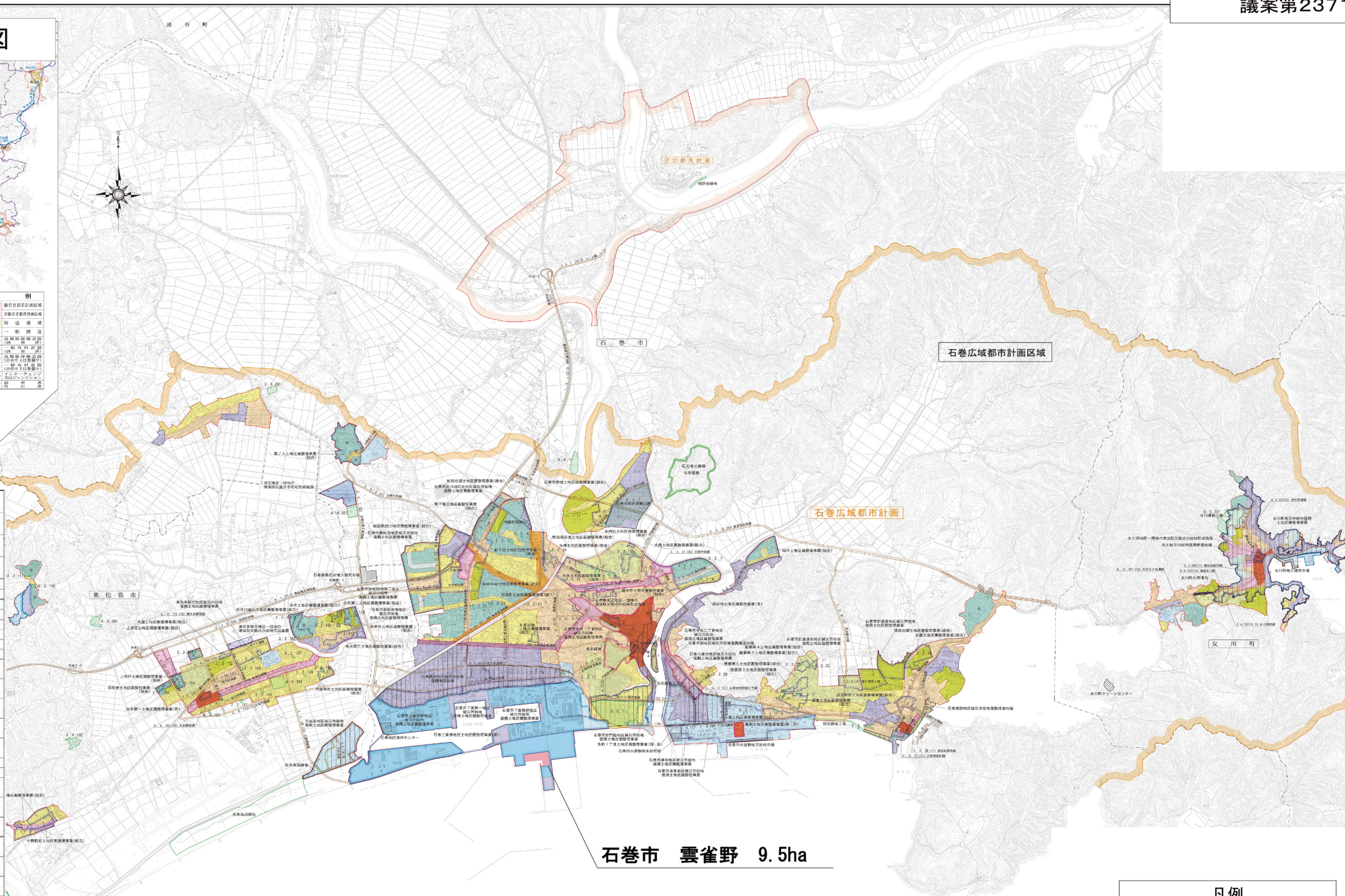
都市計画区域変更位置図



凡例

都市計画区域
市街化区域
石巻広域都市計画以外の都市計画区域
河川
道路
緑地
公園
供給処理施設等
特別名勝松島（文化財保護法）

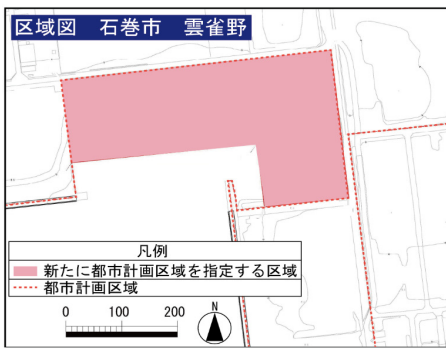
凡	例	容積率	建ぺい率	表示
都市計画区域				
市街化区域				
石巻広域都市計画以外の都市計画区域				
第1種低層住居専用地域		60	40	※※
第2種低層住居専用地域		80	60	
第1種中高層住居専用地域		80	60	
第2種中高層住居専用地域		60	40	※
第1種住居地域		200	60	
第2種住居地域		150	50	※
準住居地域		200	60	
近隣商業地域		200	60	
商業地域		200	80	
準工業地域		500	80	※
工業地域		200	60	
工業専用地域		200	60	
臨港地区				
準防火地域				
第一種特別工業地区				
第二種特別工業地区				
第三種特別工業地区				
第一種特別業務地区				
第二種特別業務地区				
大規模集客施設制限地区				
上地区画整理事業				
一団地の津波防災拠点市街地形成施設				
被災市街地復興推進地域				
都市計画道路				
公園				
緑地				
供給処理施設等				
特別名勝松島（文化財保護法）				



石巻市 雲雀野 9.5ha

凡例

新たに都市計画区域を指定する区域



都市計画区域の範囲及び規模

区分	市町村名	範囲	変更前	変更後	増減	備考
石巻広域都市計画区域	石巻市	行政区域の一部	13,004 ha	13,014 ha	増 9.5 ha	
	東松島市	行政区域の全部	10,186 ha	10,136 ha	減 50.0 ha	行政区域面積の変更
	女川町	行政区域の一部	3,851 ha	3,851 ha		
	合計		27,041 ha	27,001 ha	減 40 ha	

1 : 30,000

令和元年7月作成

宮城県土木部都市計画課

石巻広域都市計画区域区分の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

石巻広域都市計画区域区分の変更 (宮城県決定)

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」区域区分を変更する

2 人口フレーム

年 次 区 分	平成 2 7 年 (基準年)	令和 7 年 (目標年)
都市計画区域人口	1 5 4 千人	1 4 1 千人
市街化区域人口	1 3 3 千人	1 2 5 千人
配分する人口	—	1 2 5 千人
保留する人口	—	0 千人
(特定保留)	—	0 千人
(一般保留)	—	0 千人

3 変更の理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定により定める「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「方針」という。)においては、事業の確実性等が得られた段階で市街化区域に編入していく地区を、市街化区域編入予定地区として位置づけている。

令和元年 5 月に都市計画決定した同方針の市街化区域編入予定地区のうち、今回は第 1 次保留解除として、公有水面埋立事業による石巻市 1 地区(雲雀野地区)について、都市計画区域及び市街化区域に編入するものである。